

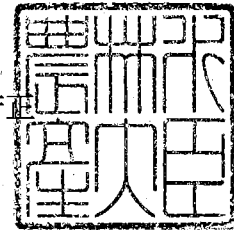
25消安第4714号

平成26年2月17日

食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成20年6月2日付け20消安第2469号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から当該動物用医薬品の再審査申請を取り下げる旨の申出があったことから、これを取り下げます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査すること

トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤
(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)

